

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 大野まさき

多摩市議会議長 藤原マサノリ 殿

質問項目

- 1 健幸都市・ニュータウン再生の今後と居住環境等との関連について
- 2 平和政策と共に3.11の教訓と伝承に取り組む考え方について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年8月26日	No.21
	午前8時20分	

項目別質問内容

1	<p>健幸都市・ニュータウン再生の今後と居住環境等との関連について</p> <p>本市では健幸都市を掲げ取り組みがなされているが、これは単に高齢社会に備えて身体の健康面だけに焦点を当てただけでなく、子どもから高齢者、子育て中の世代、障がい者等、どんな立場にある市民も生きがいを持って暮らすことのできる街という意味が込められていたと理解している。「第五次多摩市総合計画・第2期基本計画」には「身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち」と示されている。</p> <p>一方、人口減少と高齢化の進行が進むことから、将来のまちの姿として、コンパクトシティをめざし、駅前など買物や通院に便利な所への住替えを進めていきたいという説明も聞いてきている。その意味からも今後の健幸都市とニュータウン再生がどのように絡みあって具体的に進められていくのかが気になる。</p> <p>先日ある単身の高齢者の住替えに関連したご相談があり、本市の住替え相談会をご紹介し、私もご一緒に参加してみた。市、民間事業者、UR、JKK、社会福祉協議会など各種関係機関が対応できる様準備され、事前に受け付けられた相談者の内容によって、具体的な話を進められる機会として有効な取り組みであると同時に、住環境の大切さと福祉の側面からのアプローチの必要性も実感した。</p> <p>今年5月24日に行われた今年度第1回目の「多摩市住替え・居住支援協議会」の資料を見ると、同協議会の今後のイメージや方向性として、「普及啓発事業は継続しつつ、相談業務を中心に入居・生活支援事業に取り組む」ことや「優良ストック及び空家利活用等の住宅政策と併せた協議の展開」「地域内での住替え循環を可能とする仕組み構築」が挙げられている。つまり、住替え相談があってから対応するというよりは、事前に住替えに対応できるよう、確保しておく必要性が同協議会でも認識されている。</p> <p>そのため、今後も相談ニーズが増えると思われる中、住替え相談機会の拡大だけでなく、大きな政策として、住替えを具体的に面的にも量的にも可能にする条件整備、諸関係機関との連携を積極的に促した政策の誘導が、市側から積極的に発信されなければならないと考える。</p> <p>また現在本市では、「障害者差別解消条例」の制定に向けて準備がなされているが、その取り組みが単に障害者福祉の分野のこととして捉えるだけでなく、「人権」、障がい者の「健幸」という側面から、居住環境に対してもどのような取り組みや視点が必要となるのかが問われると考える。そうした観点も含めて以下、それぞれ伺いたい。</p>
---	--

項目別質問内容

<p>① 平成 29 年 3 月に出された「多摩市健幸まちづくり基本方針」11 頁では「人口減少・恒例かいの進展に伴い、住居の空きが増加が見込まれることも踏まえ、ニュータウン再生等の動きと連動し、子育てに適した環境の維持・充実を図り、そしてそのことを広く情報発信することで、若い世代の流入・定着を促進します。」と、「世代の多様性を増やす」ことについては言及されている。しかし、高齢者や障がい者を対象にした取り組みに関してはどのように考えているのか。因みに同方針 14 頁では「行政の基本姿勢」が記され、「行政は、都市基盤の整備や介護保険制度の運用など、行政でしか担い得ない取り組み」といった記載がある。また、15 頁では「実施体制」について記され、「全ての部署が担当」「部署横断的に連携する」「全庁横断的な推進」といった記載がなされている。そうした観点も含めて伺いたい。</p>
<p>② ①の観点を踏まえ、障害者差別解消条例を制定しようとしていることと、特に誰もが生き甲斐を感じられる街をめざす観点から健幸都市の取り組みとの関連をどう考えているか。</p>
<p>③ 住み替え支援協議会が立ち上がり相談会も行われてきているが、市としてはこれをどのように評価しているか。課題と考えていることはどのようなことか。</p>
<p>④ ニュータウン再生の取り組みは諏訪 2 丁目地区の団地の建替、同周辺地区の整備、学校跡地を活用したいくつかの都営団地の建替などは進められている一方、今後どのように展開させていこうとしているのかが掴みにくい。めざすとされている将来のコンパクトシティ、住替えを進めるために市として取り組もうとしていることはどのようなことなのか。そのためにどのような取り組みや働きかけが具体的になされていると考えているのか。</p>
<p>2 平和政策と共に 3. 11 の教訓と伝承に取り組む考え方について</p>
<p>7 月に会派視察の中で 3. 11 の原発事故により現在も帰宅困難区域が残る浪江町を訪れた。案内をしてくださった町民の方は、現在住んでいる二本松市内においても浪江町のコミュニティを再生したいと一生懸命取り組んできている方で、多摩市にもそうした状況や取り組みを知って欲しいとこれまでも何度かお話しのお話を持たれてきていることと思う。</p>
<p>子どもたちの代表を毎年被爆地広島や長崎の原爆の日に合わせて「子ども被爆地派遣事業」を実施し、市長自らも同行する取り組みがなされてきてい</p>

項目別質問内容

るが、3.11の教訓と伝承についての取り組みはどのように考えているのか。

「多摩市非核平和都市宣言」では、「東日本大震災と福島第一原子力発電事故に、私たちは多くのことを学びました。(中略)そして、戦争がなく、放射能被害のない平和な世界に向けて、みんなが笑顔で、多様ないのちがにぎわうまちを、多摩市から実現していきます。」と訴えていることから、市長の認識と考え方について伺いたい。

資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019年8月26日

多摩市議会議員

大くま真一

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 幼保「無償化」の裏ですすむ新たな負担増

～給食費実費徴収～

2 マイナンバーカード取得強制は許されない

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年8月26日	No.22
	午前11時46分	

項目別質問内容

1 幼保「無償化」の裏ですすむ新たな負担増 ～給食費実費徴収～

いよいよ10月から幼児教育・保育の「無償化」がスタートすることになります。しかし、これは保護者負担をすべてゼロにするものではなく、カックツきの「無償化」にとどまっており、それどころか、その裏で新たな負担増が狙われています。

認可保育所での3～5歳児の給食費について、これまで副食費（おかずの費用）については保育料の一部として徴収され、主食費（ごはん・パン・麺類等の費用）部分は別途、保護者負担とされてきました。東京都においては、この主食費部分についても、子どもたちの食の充実を求める完全給食運動など都民の要望によって、都独自の加算により補助される仕組みが作られ、無償化されてきました。総合交付金化された子育て推進交付金にもこの主食費部分は含まれています。

しかし、安倍政権は今回の「無償化」に伴って、保育料に含まれてきた副食費を切り分け、副食費・主食費ともに実費徴収とすることを決めました。明らかな保育の切り下げです。

日本共産党多摩市議団は、こうしたカックツきの「無償化」の問題点について、一般質問などで指摘し、市を質してきました。そうした中では、「給食費の実費徴収によって、これまでの保育料負担よりも負担が重くなる世帯については、少なくとも負担が重くなることのないように市単独の補助を行う」という答弁を引き出してきています。

しかし、今議会に多摩市でも給食費の実費徴収を進めるための条例改正案や補正予算案が提出されています。認可保育所を作ることで、定員を増やし待機児解消を進める等、市の施策を評価しているだけに、この点については率直に残念に思っています。

今回の一般質問では、保育における給食の役割について確認し、子どもたちの育ちを保障する為にどうしていくべきなのか？という観点から以下質問します。

- (1) 制度発足当時から保育所において給食は必須のものとされてきました。それが今回の「無償化」に伴い、保育に必要な経費として公定価格に積算されてきた副食費を切り分け、戦後の食糧不足のなか米穀が配給制であった時代に家庭から持参又は実費徴収とされた主食

項目別質問内容

費と共に、実費徴収とすることは、保育から給食を分離するものです。

① 保育における給食の位置づけについて、実費徴収によってどうなるのか？市の見解をうかがいます。

② 一般質問などで行ってきた、保育所での給食費の実費徴収の議論は、国の示す公定価格、主食費 3000 円・副食費 4500 円。計 7500 円を前提におこなわれてきました。子どもが二人ならば、1 万 5 千円です。

保育は児童福祉です。その負担の原則は応能負担。保護者の所得に一定の配慮を行ったとしても、一律に徴収することとなれば応能負担の原則から逸脱すると考えますが、この点について市はどのように検討を重ね、どのように整理しているのか？うかがいます。

③ 内閣府は食材費を保育費用としたまま、実費負担化を進めています。福祉の原則から逸脱した実費負担化、応益負担化をゆるせば、今後、「給食費と同様に」と実費負担が拡大されていく危険性があると考えますが、市の見解をうかがいます。

(2) 多摩市は実費徴収を各園にお願いする方針です。このことについては、園長会や保育士等職員のみなさんからも「市が徴収する形にしてほしい」と言う声が上がっています。

① 保育園での給食費の実費徴収について、保育園や保育士等職員のみなさんとの合意形成はどのように進められているのか？ご理解はいただけているのか？うかがいます。

② 保育園での給食費の実費徴収が行われることになれば、現金の收受や納入状況の確認など、保育園には新たな事務負担が発生することになります。また、滞納への対応が重くのしかかることも想定されます。滞納が発生した際に市はどのように対応するのか？また負担は誰が担うのか？うかがいます。

項目別質問内容

- ③ 仮に滞納が発生した場合にも、子どもに対して給食を提供しないというようなことは許されないと考えるが、市の見解をうかがいます。

- (3) 前段で述べたように、東京都には完全給食を求める都民の要求にこたえ、国が実費負担としている3歳以上児の主食費を都独自で無償化した歴史があります。総合交付金へと制度変更した現在も東京都はその部分の補助を維持しているという立場を示しています。

日本共産党の東京都議団は8月6日、東京都に対して以下の二点を申し入れています。①都内のどの自治体に居住していても、給食食材料費の実費負担をしなくてすむよう、都として保育施設の3歳以上児の副食食材料費への補助を行うこと。②国にたいして、給食の食材料費も無償化の対象にするよう求めること。

この申し入れに先立つ独自調査では、検討中という自治体も多くありましたが、今までどおり食材料費を実費徴収しない自治体が少なくとも10区1町2村あり、一方で実費徴収しようとする自治体のなかでは、副食費のみならず主食費についても新たに徴収しようとしている自治体もあるなど、各区市町村の対応に大きな差があることがわかりました。

- ① 東京都の補助の状況を考えれば、多摩市が副食費・主食費ともに実費徴収を行えば、東京都と保護者から二重に徴収することとなるなど矛盾があると考え、市の見解をうかがいます。
- ② 日本共産党東京都議団の調査では、食材料費の不徴収を決めた自治体は区部が中心で、新たな多摩格差となりうる事が明らかになりました。本来ならば、区部であろうと市部であろうと同様に子どもの育ちが保障されなければなりません。東京都に対して市としてどのように働きかけているのか。うかがいます。
- ③ もちろん日本全国で子どもの育ちは保障されなければなりません。そのためにも給食の食材料費を無償化の対象とすることが必要です。市の取り組みをうかがいます。

項目別質問内容

2 マイナンバーカード取得強制は許されない

政府が必死にテコ入れをする中でも、マイナンバーカードの普及が進んでいません。そんな中、総務省が「マイナンバーカード」の普及を促進するため、地方公務員に対して、6月5日と28日付で関連する通知を二度にわたってだし、公務員にカード取得を半ば強制するような動きに出ています。政府の方針を受けて自治体当局と共済組合が一体になって、公務員と家族らに取得を「勧奨」するもので、「任意とされるカード取得を事実上強制するもので許されない」との批判の声があがっています。

安全性や採算度外視で、利便性を強調しながら、マイナンバーカードの普及を図り、それでもダメなら、断れりにくい状況を作って半ば強制していく。ここまでしても普及しないマイナンバー制度はすでに破たんしています。

日本共産党多摩市議団は情報漏洩の危険性や、秘匿しなければならない番号の入ったカードを持ち歩かざるを得ない状況をつくるこの矛盾する制度設計について、批判してきました。強引な普及干渉に対して、懸念を表明し、以下質問します。

- (1) マイナンバーカードの取得は任意であり、強制することは許されません。この総務省の通達に対して多摩市ではどのような対応がされているか？うかがいます。
- (2) 市役所内で取得状況の調査などが行われれば、一定の圧力となりうる。そのような調査は許されないと考えるが、市の見解をうかがいます。
- (3) 多摩市も市民に対して、コンビニ交付の開始など利便性の向上をうたい普及を図っているが、医療保険証などとして使えるようになると、福祉施策など他の制度と関連付けられる危険性もある。そうした際にも事実上の強制とならない様、細心の注意を払う必要があると考えるが、市の見解をうかがいます。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ①市内保育所における給食費の実費額
- ②東京23区及び、26市における認可保育所での給食費実費徴収の検討状況及び負担額。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年 8 月 2 6 日

多摩市議会議員 山崎ゆうじ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 多摩市のごみ処理状況について
- 2 多摩ニュータウン再生におけるSDGs

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和元年 8 月 2 5 日	No. 2 3
	午前 1 1 時 2 7 分	

項目別質問内容

<p>1. 多摩市のごみ処理状況について</p> <p>最近テレビなどで頻繁にプラスチックごみについて取り上げられています。先日発行されたたま広報にもごみ減量啓発情報誌「ACTA(アクタ)」にてプラスチックごみの特集が載っていました。</p> <p>6月には日本の大阪で日本が議長国を務めた20カ国地域首脳会議(G20サミット)が行われました。今回発表された宣言にはサミットの目玉の一つとして海に流出するプラスチックごみを2050年までにゼロにすると日本が提案した目標「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が明記されました。</p> <p>世界では今、年間800万トン以上のプラごみが新たに海に流出し、海流に乗って浮遊し続けるプラごみを魚が誤って食し体内に蓄積されるなど生体系にも影響を与えています。日本は2017年に903万トンのプラごみを排出しておりますが、2035年までに全てのプラごみを有効利用するという目標を定めています。今やプラごみを適正に処理し海へ流出させないこと、プラごみ自体を減らすこと、プラごみを有効利用することが世界的な潮流となっております。また身近な話題として、ご近所の方々のお話を伺っておりますと、ごみの分別が分かりづらくごみが溜まってしまふ、高齢のためごみ出しが年々大変になっているとか、介護関係の方からはご高齢者が介護用ベッドを利用するときに部屋に多くのごみが溜まっておりベッドの置く場所を確保できないケースが多いというような事もお聞きしています。</p> <p>そこで今回は私たちにとって身近なごみについて、多摩市の状況を伺います。</p> <p>(1) ①現在のごみの収集方法でご高齢者の方などのごみがきちんと回収できているか、その状況を市では把握しているか、問題があると認識しているのであればその対応策をどのようにお考えか伺います。②関連して最近デイサービスの送迎車が団地内に入るとごみ収集車が通行できずごみ収集に支障があるようですがそれに対し何か対策をお考えか伺います。</p> <p>(2) 回収されたごみの処理について、現在回収された家庭系ごみはどのように分別され、どのように処理されているのか、特にプラスチックごみのリサイクル状況について伺います。併せて事業系の可燃、不燃ごみの状況についても伺います。</p> <p>(3) ごみの焼却処理をおこなっている多摩清掃工場について処理能力、稼働状況について伺います。また多摩清掃工場では焼却の熱を利用し、蒸気タービン発電機によって発電した電力を清掃工場、隣接の温水プールで利用する以外に外部にも売電しています。その発電機的能力、稼働状況、収益状況などについて伺います。</p>
<p>2. 多摩ニュータウン再生におけるSDGs</p> <p>前回の一般質問でしのぶか議員をはじめ何名かの方がSDGsに対する取組について質問されておりました。私は恥ずかしながらそれまでSDGsとい</p>

項目別質問内容

う言葉を聞いたところもなく、全く意味が分かっておりませんでした。そこで私もこれを機にSDGsを理解し、市の取り組みに貢献したいと思い、今回はSDGsの中にある17の目標の中で多摩市と相性が良さそうな目標について取り上げてみたいと思います。前回の市長のご答弁では「第五次多摩市総合計画第3期基本計画においてSDGsを推進していくことを位置づけ、総合計画に基づいた各分野別の施策を統合的に推進することでSDGsの目標達成に寄与していくことを規定しました。」また、「省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及、気候変動対策や循環型社会に向けた取組などを推進していくものとしており、これらの取組の成果がSDGsの推進につながっていくものと考えています。」とっておられます。これを聞いて私の素直な印象はSDGsがイマイチ浸透していかないのは各目標や取組の内容がもやっとしていて具体的なイメージが見えない事が原因の一つだと感じました。そこでこの省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及、気候変動対策や循環型社会に向けた取組について具体的な内容を伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

①多摩清掃工場 平成29年度年間ごみ処理フローチャート

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年8月26日

多摩市議会議員 斎藤 せいや

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 子どもの体力向上について
- 2 教育活動指導職員について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和元年8月26日	No. 24
	午前8時59分	

項目別質問内容

1 子どもの体力向上について
<p>以前より子どもたちの体力低下が問題となっています。東京都教育委員会では長期的に低下している子どもの体力向上を目指し、平成21年7月に「子供の体力向上推進本部」を設置し、平成22年に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）」、平成25年に（第2次推進計画）、そして平成28年に（第3次推進計画）として「アクティブプラン to 2020」を出し体力の向上についてさまざまな取り組みを展開しています。現在は子どもたちの体力が低下してきていると言われ始めたときと比べるとやや上昇傾向にあります。しかし東京都は全国平均と比べるとまだまだ低い数値になっています。</p> <p>そもそも体力とは生命活動に必要な運動能力のことをいいます。日常的に使われる「体力」とは筋力・心肺能力・俊敏性等の総合的な身体能力のことを指し、体を動かすスポーツ等で肉体能力に恵まれ、成果を出すことができる者は体力があると評価されています。また、病気への抵抗力がある者、過酷な労働に耐え、疲労からの回復が早い者なども体力があると評価されています。</p> <p>健康で幸せに生きていくためにはやはり体力をつけることが必要不可欠です。多摩市の未来を担う子どもたちの体力の向上は、健幸都市を掲げる多摩市にとっても非常に重要な課題であると考えています。子どもたちの体力向上について以下の質問をいたします。</p>
(1) 子どもたちの体力の推移についてどのように考えているか伺います。
(2) 教育委員会として体力向上について具体的にどのような取り組みを行っているか伺います。
(3) 多摩市では毎年、体力測定を実施していますが、実施状況についてどのように考えているか伺います。
(4) 健幸都市を掲げる多摩市として今後、体力の向上についてどのような取り組みを行っていくか具体的に伺います。
2 教育活動指導職員について
<p>現在多摩市では子どもたちの学習支援や特別支援教育等に従事する教育活動指導職員、愛称「ピアティーチャー」（以下、ピアティーチャーという）が各小中学校に配置されています。業務内容はチームティーチングや個別指導などのほか、各学校に設置する「子ども支援教室」や教室で、配慮を要する子どもや学校生活に馴染めない子どもたちの個別支援、特別支援学級での介助等、教員と協力して様々な教育活動に従事しています。</p> <p>また、学校行事などでも貴重な戦力の一つとなっていたり、子どもたちも教員</p>

項目別質問内容

とは違った立場の大人が近くにいることへの安心感や悩みなどを気軽に相談できたりするなど、ピアティーチャーの存在は教員にとっても子どもにとっても大きなものになっています。

このように学校内での子どもたちの学習面、生活面で欠かせない存在となっているピアティーチャーを各学校に適切に配置していくことが子どもたちの教育環境のさらなる充実につながっていくものと考えています。ピアティーチャー制度について以下の質問をいたします。

(1) 各学校へのピアティーチャーの予算の配分はどのように決めているのかを伺います。

(2) ピアティーチャー制度の導入後どのような成果が得られているか具体的に伺います。

(3) ピアティーチャーの研修について、どのようなことを行っているか伺います。

(4) ピアティーチャーの人員不足等の問題も今後出てくると思いますが十分な人員確保についてどのような対策を行っているか伺います。

資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

① 最近5年間の新体力テストの多摩市の順位

② ピアティーチャーの登録人数及び任用中の人数

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019年8月26日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1. 公民館はだれのもの？
・・・住民の学びや自由を保障する視点で考える・・・
2. 「官」と「民」の連携はどうあるべきか

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年8月26日	No.26
	午前8時26分	

項目別質問内容

「地方自治は民主主義の学校である」イギリスの政治家ジェームズ・ブライスのことばです。朝起きてから、夜眠りに就くまで、私たちの生活すべてに政治が、地方自治がからんでいます。多くの人は意識はしなくとも、実は「暮らし」と「政治」とは切り離せないのではないのでしょうか。

「政治離れ」「官から民へ」などさまざまな、流れがあっても、私たち議会に関わる者は、いまこそ、何を守り通さなくてはならないのかを深く考え、政治の主人公は誰なのかを明確にして進んでいくべきではないのでしょうか。今回は、「住民の学びや自由を保障する視点から、公民館」を考えるとともに、「官と民の連携のあるべき姿」を考え質問したと思います。

1. 公民館はだれのもの？

・・・住民の学びや自由を保障する視点で考える・・・

さいたま市大宮区の三橋（みはし）公民館は2014年、同館俳句サークル会員の女性が詠んだ「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の句を、公民館だよりに掲載することを拒否しました。女性が市に掲載を求めて起こした裁判では2018年12月に不掲載を違法とした判決が確定しました。これを受け、1月にさいたま市は原告らに直接謝罪しました。市側代表の細田真由美教育長は原告らに対し「長きにわたりお心の休まらない時を過ごされたと存じます。司法判断を真摯（しんし）に受け止め、心よりおわび申し上げます」と謝罪し、「再び同様の事態を生じないように努めます」と述べました。

多くの人は、「なんで問題になったの？」という感じの俳句ですが、2015年当時、被告さいたま市の「答弁書」には、「俳句を載せるか載せないかの判断は公民館長にあり、原告に掲載請求権はない」とまで発言し、掲載しなかった理由として「政府が憲法九条の解釈について従前維持してきた解釈と異なる解釈を示した」「野党側は解釈変更を批難している」「デモは政府の解釈への反対の意思表示だ」など6つの理由を掲げています。

この問題が起きたとき、私は同じような理由が多摩市でも使われかかったことがあることを思い出しました。「日の丸、君が代の強制に反対する市民の会」、これが公民館の窓口で一職員のかたから「政府の意向に反対するような名前はいかがなものか」と市民団体としての登録を拒否する発言がされたのです。結果は、公民館としては、「反対」する意向だから拒否されることはないということになりましたが、まさしく「忖度」が「自由」を奪う動きといえます。

今年8月に、「あいちトリエンナーレ2019」の企画展「表現の不自由展・その後」が開幕からわずか3日で中止に追い込まれました。テロ予告

項目別質問内容

や脅迫など、絶対に許されない社会的行為ですが、それとともに、松井一郎日本維新の会代表、河村たかし名古屋市長等の政治家から「展示を中止すべき」という趣旨の発言がありました。菅官房長官は文化庁の芸術祭への補助金について「事実関係を確認・精査して適切に対応したい」と圧力ともとれる発言をしています。

憲法の「表現の自由」を侵害するような状況が身近なところで起きかねない今、住民の学びや自由を保障する観点で主に「公民館」のありかた、またそこでの活動の保証について以下質問いたします。

(1) あいちトリエンナーレの企画展中止の動きについて、とくに憲法の「表現の自由」「検閲は、これをしてはならない」という視点からみた教育長、また総合教育会議の招集者である市長の見解を伺います。

(2) 教育基本法第14条には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定されています。教育施設である公民館こそ政治教育が豊かに展開されなくてはならないはずですが。社会教育法第23条においても「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止しているのであって、憲法上保障された市民の政治的活動を禁止したものではありません。こうした、立場にたって今後どのように「政治教育」を展開していくのか伺います。また、市議会議員が議会報告をすることも重要と考えます。公民館としてのルールはどのようになっているのか質問します。

(3) 2018年3月に「多摩市学びあい育ちあい推進審議会」が「公民館活動の今後の方向性 実践を踏まえた新たな展開を！」という見解をしめています。(1) アウトリーチ活動の更なる展開 (2) 生活のなかの小さな課題の解決から地域の課題へ目を向ける (3) 世代間交流を通じた人材の育成 という提言です。これを受け、どのような実践が展開されているのか、また今後の計画について伺います。

(4) 公共施設の見直し方針で示された「統合」問題について現状と今後の考えかたについて伺います。

2. 「官」と「民」の連携はどうあるべきか

「官」とは国や自治体などの政府部門であり、「民」とは民間企業、NPO、地域団体、住民などの多用なものをふくめた概念です。明治時代の工業では官営工場が民間払下げになり、福祉・医療・教育など官と民とが併存してきた領域でした。しかし、1980年代からの新自由主義台頭の中での「官

項目別質問内容

民連携」や「公民連携」は、それまでとは大きく姿と速度を変えています。そして、いまあらたに政府が提案する「自治体戦略2040構想」や安倍首相が議長を務める未来投資会議での「Society 5.0」の概念は、ロボットや人工知能、ビッグデータの活用で、マンパワーまでとって変わり、公共サービスの「産業化」政策までうちだされる状況になっています。

もともと、公共サービスは住民の生活権を維持・発展させる共同社会の条件です。「官民連携」のあり方を誤れば、公共サービスのもつ公平性や普遍性が損なわれたり、ときには住民生活が困難に陥ったりします。そのため官と民の連携には自治体の判断や進め方に大きな責任が伴います。

経済財政諮問会議がまとめた「令和2年度」の国家予算概要をみても、自治体の公共サービスに積極的に民間が入り込むことで「投資や消費の活性化につなげる」となっており、住民に目を向け、住民生活をとことん守るという「自治体の判断」が一層重要になっています。以下質問します。

(1) 2018年4月から「公民連携係」が作られています。設置への経過、目的、業務分掌、具体的に取組んできた業務内容について。

(2) 総務省は「窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」などを示し、窓口業務の民間委託化促進をすすめています。多摩市はこうした動きのなかで、自治体としてどのように判断し、何を実施してきたのか。また、今後の計画についても伺います。

(3) 「自治体戦略2040構想研究会報告」などに対して、全国町村会、市長会、市議会議長会からも反発が強まっています。阿部市長の考えを伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 2－(1)に関して、文章にまとめられたもの。
- ② 2－(2)に関して多摩市としての取組みを年度順に表したもの。